

平成22年2月22日
日本郵政株式会社
郵便事業株式会社
郵便局株式会社
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社かんぽ生命保険

期間雇用社員の特別休暇の拡充について【提案】

期間雇用社員の特別休暇（有給）について、以下のとおり拡充を図ることとする。

1 趣旨

正社員と期間雇用社員では、職務の内容、人材活用の仕組みや運用、雇用期間の違い等、そうした相違に基づきそれぞれの労働条件を設定しているものであり、このような考えの下、期間雇用社員の休暇については、ノーワーク・ノーペイの原則に立ち、労働しない場合は無給とすることを基本としつつも、裁判員等国民としての義務に関わるもの、選挙権等公民権の行使に関わるもの、忌引、事業運営上の必要に基づく業務停止の4つに限って特別休暇（有給）を認めてきたところである。

しかしながら、災害等によりやむを得ないと考えられる場合について、新たに特別休暇を設けることとする。

2 改正内容

次について、特別休暇（有給）とする。

- (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による交通遮断又は隔離
その都度所属長において必要と認める期間
- (2) 風水震火災その他非常災害による交通遮断
その都度所属長において必要と認める期間
- (3) 風水震火災その他天災地変による社員の現住居の滅失又は破壊
1週間の範囲内で、その都度所属長において必要と認める期間
- (4) その他交通機関の事故等の原因により出勤不可能な場合
その都度所属長において必要と認める期間

3 実施日

平成22年4月1日（木）から実施する。